

社会福祉法人ひとひらの会 役員及び評議員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひとひらの会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償について定めるものである。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 研修会への参加及び他施設の視察業務
- (5) その他の理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 費用弁償として次に定める額を支給することができる。

前条の(1)から(3)の業務：1日あたり5,000円

前条の(4)から(5)の業務：1日あたり3,000円

(交通費)

第4条 役員等が業務のために遠方（旧石鳥谷町外）から出席する場合は、交通費を支給することができる。

2 出席の際は原則公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的かつ適正な交通手段による実費を支給する。

3 自家用車で出席した時の交通費は、1kmあたり20円を支給する。

(宿泊費)

第5条 業務上宿泊が必要と認められた場合は、宿泊を認める。

2 宿泊先は法人が手配するものとし、その実費を宿泊費として支給する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

付 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

付 則

この規程は、評議員会決議の日から施行し、
平成30年4月1日から適用する。